

# 陸上養殖業の届出制について

2023年2月9日

沖縄県水産課 栽培流通班

# 1. 届出の対象者

## ① 現在すでに陸上で水産物の養殖業をされている方

(例：海ブドウ養殖、シラヒゲウニ養殖、シャコガイ養殖など)

**※令和5年度については、6月30日までに届出**

## ② これから陸上養殖業を始める方

**※種苗を導入する日の1ヶ月前までに届出**

## 2. 届出が必要な内容 (法第二八条第一項 省令第一八条第二項)

- **事業を開始する際**

養殖場の名称や、所在地、池の数、面積及び体積、養殖する水産動植物の種類など

- **事業の内容を変更する際**

変更する内容など

- **事業を廃止する際**

廃止の時期や理由など

- **事業を承継する際**

承継する時期や、その内容

- **実績の報告（初回は、次年度！）**

その年度に導入した種苗の数量、出荷量、出荷金額およびへい死した数量など

### 3. 届出のルート

#### ① 漁協に所属していない方（個人または法人）

- 沖縄県水産課に直接提出
- 農水省eMAFFに登録の上でオンライン届出

#### ② 漁協に所属している方

- 漁協でとりまとめの上、沖縄県水産課に提出  
(省力化のため、データテーブル形式の様式を作成中。)

## 4. 届出の方法と提出先

### ① ホームページから様式をダウンロードし、 電子メールで申請

(Email : aa048305@pref.okinawa.lg.jp)

水産課では、届出のホームページを作成しました⇒  
今後、届出の様式等をアップロードしていきます



### ② 農水省eMAFF の登録をし、電子申請



### ③ 紙資料で郵送またはFAX

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟10階 (南側)

沖縄県農林水産部水産課 栽培流通班あて

電話番号 : 098-866-2300

FAX番号 : 098-866-2679

